

貸付料及び使用料の減免取扱要領

(平成28年10月3日付 28川財運第693号)

最近改正 令和6年2月29日付 5川財運第1392号

1 趣旨

この要領は、川崎市財産条例（昭和39年川崎市条例第9号。以下「財産条例」という。）第6条（財産条例第3条第3項、第7条の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、公有財産を無償若しくは時価よりも低い価額で貸し付ける場合又は貸付料を減免する場合及び行政財産の使用許可に係る使用料を減免する場合並びに川崎市財産規則（昭和39年川崎市規則第33号。以下「財産規則」という。）第11条（財産規則第12条の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、異なる会計間において公有財産を使用させる場合において、その対価を無償とし、又は減額する場合（この要領において、これらを「減免」と総称する。）の取扱いについて定める。

2 減免基準

(1) 財産条例第6条の規定により、貸付料又は使用料を減免する場合は、次に掲げる基準によるものとする。

適用条項	減免できる場合	無償又は免除	減額
ア 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用若しくは公共用に供するとき（第1項第1号関係）	(ア) 国又は地方公共団体その他公共団体が、公共事業のために使用するとき	○臨時的に使用するもの	○定例的に使用するもの
	(イ) 国又は地方公共団体その他公共団体が、公用又は公共用の施設又は設備を設置するとき	○防災又は応急のための施設又は設備を設置するもの ○測量、観測、防犯又は監視のための設備を設置するもの ○案内板等を設置するもの ○公の施設（利用料等を徴収しないものに限る。）を設置するもの	○左記以外の施設又は設備を設置するもの
イ 公共的団体において、もっぱら公益事業の用に供するとき（第1項第2号関係）	(ア) 町内会・自治会、市民活動団体等が、住民相互の連絡調整その他の地域の共益・公益活動のために使用するとき	○地域の問題解決、住民の交流等（私的な活動を除く。）のために一時的に使用するもの	○左記以外のもの
	(イ) 町内会・自治会、市民活動団体等が、防災・防犯その他の地域の共益・公益に資する設備を設置するために使用するとき	○防災又は防犯のための設備を設置するもの ○市の広報のための掲示版等を設置するもの	○左記以外の設備を設置するもの
	(ウ) 公益法人、社会福祉法人、公私連携法人等の団体が、社会福祉その他の公共的サービスの提	○市民が直接サービスの提供を受けるもので利用者から利用料を徴収しないもの	○左記以外のもの

	供を目的とする事業のために使用するとき	○市民が直接サービスの提供を受けるもので利用料等の設定について市の指揮又は監督の及ぶもの	
ウ 事務又は事業の遂行上その他公益上特に必要があるとき（第1項第3号関係）	（ア）本市が委託して行う事業又は本市と共同で行う事業で、受託者又は他の共同事業者が当該事業のために使用するとき	○当該財産の無償による使用を条件に相手方を決定するもの	○左記以外のもの
	（イ）本市の事務事業を補完又は補助する事業のために使用するとき	○本市の事務事業と同程度の公共・公益性を有するもの	○左記以外のもの
	（ウ）本市施設を利用する者の利便ために、食堂、売店等の施設を設置するために使用するとき	○福祉施設及び学校施設において、利用者の負担を軽減するために販売価額等を指示するもの	○左記以外の施設において、利用者の負担を軽減するために販売価額等を指示するもの
	（エ）本市職員の福利厚生を目的とする給付又は福祉の事業のために使用するとき	○市職員厚生会が行うもの	○左記以外のもの
エ 地震、火災、水害等の災害により公有財産の貸付けを受けた者又は行政財産の使用許可を受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき（第2項関係）	地震、火災、水害等により当該財産の全部又は一部が滅失又は毀損したとき	○財産を使用目的に供することができないもの	○財産を使用目的に供するために一定の制限を受け、又は使用目的に供するために相当の支出を伴うもの

(2) 財産規則第11条の規定により、使用の対価を減免する場合は、財産条例第6条の規定による場合との均衡を考慮して、その性質上、特別会計の事業又は地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でないときその他特別の事由がある場合について適用するものとする。

### 3 留意事項

公有財産の減免は、本市における財政運営の健全性及び住民の費用負担の公平性の観点から、公益上必要がある場合に限り認められるものであり、その適用にあたっては、次の点に留意するものとする。

(1) 客観的に公益が明白でないものについては減免を適用できないこと。また、減免に該当するかどうかは、貸し付ける部分又は使用を許可する部分が、減免基準に定める用途にもつぱら使用されるものかどうかにより判定すること。

なお、「貸し付ける部分又は使用を許可する部分が、減免基準に定める用途にもつぱら使用される」とは、本来用途に該当しない用途が施設の全体面積に占める割合又は面積が、5パーセント未満又は50平方メートル未満のものをいう。

- (2) 減免に該当する用途と該当しない用途がある場合は、減免に該当する部分を区分し、又は、減免に該当する用途に使用する割合を適正に算定できる場合に限り、当該部分又は割合について減免を適用すること。
- (3) 減額率は、2(1)アからウの項については、特別の理由がある場合を除くほか、50パーセントを限度として、使用目的の公共性、公益性、重要性及び本市の事務事業に及ぼす効果等を勘案して決定すること。また、2(1)エの項については、当該財産を使用目的に供することができない程度及び期間を勘案して決定すること。
- (4) 同様の目的で市有財産を使用する者や市有財産を使用しない者との衡平を確保できない場合や他に不利益を被る者がいる場合には、減免の適用はできないこと。共催、後援等は、それ自体が減免の理由となるものではないこと。
- (5) 特別会計の事業又は地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でないときその他特別の事由がある場合とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条又は地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条の趣旨等に鑑み、減免を適用しても適正な負担を確保できる場合（計画的に配置されるべき消火栓、防災設備、公共下水管等の公共財又は準公共財の設置のための使用等）をいうこと。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要領は、平成28年12月1日から施行し、平成29年4月1日以降の日を開始日とする貸付け、使用許可又は使用承認について適用する。

##### (経過措置)

- 2 この要領の施行前に貸付契約を締結し、又は使用を許可若しくは承認したものについては、なお従前の例による。

#### 附 則

##### (施行期日)

- この要領は、令和6年3月1日から施行し、令和6年4月1日以降の日を開始日とする貸付け、使用許可又は使用承認について適用する。